

2024年12月19日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ◇ 今回の対象者：連携強化加算の経過措置を適用した薬局
- ◇ 令和6年12月31日で経過措置の期限が到来する連携強化加算の施設基準について、令和7年1月1日以降も引き続き算定する場合には、届出が必要とされています。
- ◇ 当該経過措置に係る届出については、令和7年1月10日(金)までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月1日に遡って算定することができるものとされました。
- ◇ 改定前（令和6年3月31日時点）に連携強化加算の届出をしており、12月16日（月）時点で届出未提出の保険薬局に対しては、九州厚生局より周知文書（別紙2）が郵送されております。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/94560/>

6 福薬業発第406号
令和6年12月18日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の
取扱いの周知について（依頼）（連携強化加算関係）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして九州厚生局指導監査課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

当該経過措置に係る届出については、令和7年1月10日（金）までに届出書の提出が必要となっており、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月1日に遡って算定することができるものとされております。

なお、改定前に連携強化加算の届出をしており、12月16日（月）時点で届出未提出の保険薬局に対しては、九州厚生局より別紙2が郵送されております。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。